

公益財団法人 情報通信学会

職員の退職手当支給に関する規則

(職員退職手当規則)

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人情報通信学会（以下「学会」という。）の定款第49条第3項及び就業規則第24条の規定に基づき、職員の退職手当について定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、職員が1年以上在職し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

- (1) 自己都合により退職する場合
- (2) 疾病のため辞職した場合
- (3) 在職中に死亡した場合
- (4) 学会の解散その他やむを得ない業務上の都合により退職した場合
- (5) 定年により退職した場合

2 就業規則第38条の規定に基づき懲戒免職処分により解雇された者には、退職手当を支給しない。

(退職手当の支給額)

第3条 退職手当額の計算の基準額は、退職日における学会の職員報酬規則第2条第2項に規定する基本給とする。

2 退職手当の額は、退職時の基準額に勤続期間及び退職の事由に応じ、別表に定める割合を乗じて得た額とする。

(退職手当の加算)

第4条 第2条第1項第2号及び第3号による退職が業務上の事由によるものであるときは、同条第1項第5号に規定する退職に準ずるものとする。

2 会長は、職員が在職中、功績が顕著であったと認められるときには、所定の退職手当のほか、理事会の同意を経て予算の範囲内において特別功労金を支給することができる。

(退職手当の減額)

第5条 在職期間中、勤務成績不良の者については、会長は、所定の退職手当の30%を超えない範囲において減額して支給することができる。

(勤続期間の計算)

第6条 退職手当の算定となる勤続期間は、この法人の職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間を通算する。

2 前項の勤続期間には、臨時雇用職員から引き続いて職員となった者については、臨時雇用職員であった期間を通算できるものとする。

3 前項の勤続期間中に、欠勤、休職、停職等により勤務をしなかった期間があるときは、

その期間を除算する。

- 4 第1項により算出した勤続期間に、1年未満の端数があるときは、その期間が1箇月以上3箇月未満のときはこれを3箇月、3箇月以上6箇月未満のときは6箇月、6箇月以上であるときはこれを1年に切り上げて計算する。

(補則)

第7条 この規則の施行日前からこの規則の施行日までに引き続いて職員であった期間は、前条の勤続期間に通算する。

- 2 この規則に定めるもののほか、必要な事項は評議員会で定める。

附 則

この規則は、公益財団法人情報通信学会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

別表（第3条関連） 退職手当計算の基準

勤続期間	第2条第1号から第3号 に該当する場合	第2条第4号、第5号 に該当する場合
1年以上5年未満	基準額の0.70	基準額の1.50
5年以上10年未満	基準額の0.80	基準額の1.30
10年以上15年未満	基準額の1.00	—————
10年以上20年未満	—————	基準額の1.60
15年以上20年未満	基準額の1.10	—————
20年以上30年未満	基準額の1.20	基準額の1.80
30年以上	基準額の1.30	基準額の2.00